

第5号議案 平成30年度事業計画の件

平成30年度事業計画（案）を次の通り策定したいので、この承認を求めます。

<基本活動方針>

司法書士法の改正案が本年度中の国会上程を目指して動き出しています。情報提供に努めますので、改正の動きに注目してください。

本年度、資格者代理人方式と呼ばれる新しい不動産登記オンライン申請方式が導入される予定です。当初昨年度導入の予定でしたが、未だ導入時期が確定していません。導入時には適切に対応できるよう研修会を開催します。

空き家・所有者不明土地問題に共通する課題としての相続登記未了問題への対応は、社会が司法書士の専門性に大きな期待を寄せているものです。平成30年1月の政府関係閣僚会議において、現時点における相続登記未了問題への政府対応方針が出揃い、法律の制定、ガイドラインの策定、中長期的な方針等が示されています。新しい制度では、所有権の登記名義人の死亡後長期にわたり所有権の登記がされていない場合、登記官が職権で長期相続登記未了土地である旨を登記し、所有権の登記名義人となり得る者に対して相続登記の申請を勧告することができるとされています。これにより相続登記の相談が増加することが予想されますが、相談会の開催ができる態勢を準備して参ります。なお、所有権の登記名義人となり得る相続人の調査業務が、法務局から発注される予定ですが、本会が直接業務を請け負うことはできませんので、どのような形で関与できるのか検討していきます。

成年後見制度利用促進基本計画が昨年3月24日に閣議決定されたことに伴い、中核機関、地域協議会等で中心的な役割を果たし、地域連携ネットワークの一員として活動をすべく、平成29年度に引き続き（公社）成年後見センター・リーガルサポート新潟県支部と連携し、自治体や地域の福祉機関等への働きかけを行います。

研修に関しては、引き続き同時配信システムを利用していきます。サテライト会場を2箇所以上にすることも検討していきます。

また、本会の直接の事業ではありませんが、関東ブロック司法書士会協議会の事業である市民公開講座の主管会として、一般市民向けの相続に関するシンポジウムを開催する予定です。会員の皆様のご協力をお願いする次第です。

I 総務部

1. 諸規則の一部改正

平成29年度の定時総会で承認をいただきました「新潟県司法書士会会則」、「懲戒処分の量定意見に関する規則」及び「注意勧告運用規則」の改正に合わせ、「紛議調停規則」について、除斥の事由が存する場合又は当事者から忌避の申し立てがなされた場合の決議の規定、及び自ら職務を回避する場合の規定について、改正を予定しております。

2. 職域確保のための非司法書士排除活動

非司法書士の個別具体的案件は、会員からの情報提供により実態を把握し、非司法書士排除委員会、総務担当役員により対応いたします。

3. 市民窓口運営委員会

会員業務に対する問合わせ、苦情の申出等への対応の第一次的な窓口として、市民窓口運営委員会にて対応いたします。なお、会員に注意喚起すべき事案があれば、その概要を会員にお知らせしようと思っております。

4. 職域確保・拡大のための関係諸団体との交流

隣接士業連絡協議会及び三者幹部連絡会へ参加いたします。日本司法支援センター新潟地方事務所（法テラス新潟）の運営に関し、各関係機関と協議し対応いたします。

5. 法務局からの登記申請書等の調査委嘱

本年度も、法務局より本会に対して登記申請書等の調査委嘱がされると思われます。該当支部となった場合には、ご協力お願いいたします。

6. 権利登記協議会

権利登記協議会の開催に向けては、会員への随時協議問題提出の周知を図ります。

7. その他

就職説明会の開催につき、その必要性を調査するため、会員に対するアンケートの実施を予定しております。

会員発信を適宜行っておりますが、情報提供手段として電子媒体によるメール配信を行っておりますので、紙媒体での配信を希望されている会員におかれましては、メール配信への変更についてご協力をお願いします。

II 事業部

1. 対内事業

(1) 会報「信濃川」の発行

本年度も年2回の発行を予定しています。会員が「信濃川」の発行を楽しみにするような内容になるよう工夫を考えています。

会員からの投稿、内容に関するアイディアを随時募集しています。表紙の写真も募集していますので、皆様の積極的な投稿をお願いする次第です。

(2) 新潟県司法書士会ホームページ・会員ネットの運営

本会ホームページでは、平成29年度に司法書士検索を充実させると共に、スマートフォン

でも見やすいように変更しました。平成29年12月7日の会員発信にてお知らせしたとおり会員の研修履修状況をホームページ上で公開します。

今後は、本会事業活動を発信すると共に、会員の情報共有の場としての会員ネットの更なる充実を図ります。

(3) 少額事件裁判事務推進助成事業

司法書士は「くらしの法律家」として、一般市民の生活に密接に関連した紛争事件に対し関わっていくことが大切です。ところが、経済性合理性の観点から市民が司法書士に依頼することを躊躇する内容のものもあります。司法書士が簡易裁判所の代理権をもつ法律家として生き残るためには、そのような事件にも積極的に関わっていかなければなりません。

本年度も、司法書士の報酬が10万円未満のものに関し、上限5万円、先着10件の範囲で報酬の一部を助成します。

(4) 経済的困窮者を支援する事業

最低限度の生活保障の確保及び自立への助力を必要としている市民への支援を目的に、経済的困窮者に生活保護申請手続きの同行支援を行った会員に対し、先着10件の範囲で一事案の日当として15,400円を支弁します。

2. 対外事業

(1) 高校講座講師派遣事業

実施予定校を10校程度とし、学校側から要望があった場合は寸劇等を交えた講座を実施します。これまでの講座内容は、キャッチセールス、電話での勧誘、インターネット詐欺などを題材として実施してきましたが、司法書士の登記などの仕事内容も盛り込み、司法書士の認知につなげたいと考えています。

若い世代に司法書士を知ってもらえる機会はそうそうありません。ぜひとも会員の皆様にご協力をお願いいたします。

(2) 新潟大学法学部「司法書士と法」講座の担当

昨年度に引き続き、下記のとおり4月から7月まで新潟大学法学部において「司法書士と法」(全15回・全学年対象)を担当します。本年度で9年目になります。

また、本年度から寄付講義となり、司法書士を目指してもらえよう司法書士業務とともにその魅力を伝えます。

全15回 平成30年4月10日(火)～7月24日(火)まで
第5限 午後4時25分～90分

回数	日程	テーマ	担当者
1回	4/10	ガイダンス 総論 司法書士とは 司法書士試験合格者の体験談	外山敦之 会長 関 武常 常任理事 梅田 彰 会員

回数	日程	テーマ	担当者
2回	4 / 17	成年後見	関 武常任理事
3回	4 / 24	不動産登記	杵渕栄治 会員
4回	5 / 8	不動産登記	〃
5回	5 / 15	不動産登記	〃
6回	5 / 22	不動産登記	〃
7回	5 / 29	商業登記法	佐藤雅裕 会員
8回	6 / 5	商業登記法	〃
9回	6 / 12	ADR	関川治子 理事
10回	6 / 19	ADR	〃
11回	6 / 26	消費者問題	外山敦之 会長
12回	7 / 3	消費者問題	〃
13回	7 / 10	家族信託	川寄一夫 会員
14回	7 / 17	家族信託	〃
15回	7 / 24	試験	杵渕栄治 会員

(3) 「司法書士の日」記念事業

①「一日司法書士」の実施

平成24年度、25年度に実施した高校生を対象とした「一日司法書士」を、本年度行いません。

県内の高校生に一日司法書士になってもらい、司法書士の業務紹介や執務現場（法務局や裁判所）の見学を通じて、司法書士制度、登記司法制度への理解を深めてもらうことで、司法書士制度の認知度向上を図ることを目的とします。

②「司法書士の日」のPR

相談事業部と連携したPR活動などで、よりいっそう司法書士の認知度向上につなげていく予定です。また、上越市と新潟県司法書士会上越支部の協働事業を支援することで、司法書士PRに努めます。

(4) 司法書士活用に向けた商工団体・市民団体等への講師派遣

県内の商工団体及び市民団体等が開催する研修会等へ、司法書士の活用方法を紹介する目的で講師を派遣します。

(5) 新潟日報LEADERS倶楽部 参加

地元紙である新潟日報の企画「新潟日報LEADERS倶楽部」に参加します。県内の有力企業や各種団体、教育機関などが参加し、新潟の発展に貢献することを目的としています。

①トップメッセージ・朝刊カラー別刷特集号（4月25日掲載）

会長のメッセージ・本会の概略を掲載

②朝刊記事下 全4段広告スペースを有効活用

(6) 各種広告媒体による司法書士の広報

広告媒体も多様化してきており、時機に応じた媒体を選定し広報することを予定しています。

(7) 関係団体等との連携事業

法務局、土地家屋調査士会及び本会での協働事業「未来へつなぐ相続登記」につき、相談会への相談員派遣、ポスターの配布等により、相続登記を推進します。

成年後見制度利用促進基本計画への対応として、平成29年度に引き続き（公社）成年後見センター・リーガルサポート新潟県支部と連携し、自治体や地域の福祉機関等への働きかけを行います。

(8) 業務拡充に向けた取り組みへの支援

関東ブロック司法書士会協議会主催の業一1グランプリは、司法書士業務に関する研究成果を、単位会対抗の形式で公表し、関東ブロックに所属する司法書士会が業務拡充に向けて活発化することを目的としています。

本年度は多くの方から参加してもらえるように、参加チームに10万円を助成いたします。

(9) 関東ブロック司法書士会協議会市民公開講座の主管

本会が主管会として、平成30年度関東ブロック司法書士会協議会市民公開講座が11月17日（土）に開催されます。市民の皆様には、この機会に多様化する相続問題等に司法書士が取り組んでいることを知っていただきたいと思えます。

Ⅲ 相談事業部

1. 無料電話相談事業

「司法書士総合相談センター」及び「多重債務ホットライン」の無料電話相談を相談事業部の中心活動として行います。

会員の皆様には、電話相談員としてご協力をお願いいたします。

2. 当番司法書士による水曜無料相談

毎週水曜日に開催の面談による相談活動です。理事及び申込みのあった会員で相談員を担当しています。会員の皆様には相談員としてのご協力をお願いいたします。

3. 「法の日」無料相談

新潟地方法務局、新潟県人権擁護委員連合会、新潟県土地家屋調査士会、新潟県公証人会との共催による「くらしの無料相談（法務行政・登記相談）」を例年通り実施予定です。

4. 会員各事務所における無料相談

①「8月3日は司法書士の日」司法書士無料相談

例年どおり8月3日を「司法書士の日」として、会員各事務所において無料相談にご協力いただく予定です。

②相続登記に関する無料相談

例年どおり2月を相談月間として、会員各事務所において無料相談にご協力いただく予定です。

会員の皆様には負担をお願いすることになりますが、司法書士のイメージアップや市民の身近な存在としてよりいっそう認識されるためにも、ご協力をお願いする次第です。

5. 施設でのセミナー及び相談会

リーガルサポートと共同で福祉施設に出向き施設職員向けのセミナーや施設利用者からの相談を受けます。相談員の募集、セミナー及び相談会を実施する施設の募集を行い、セミナー、相談など柔軟に対応していきます。

6. 時機に応じた相談会

日本司法書士会連合会の要請、行政機関、他団体等の要請により時機に応じて相談会を実施する必要があります。電話相談等も含み柔軟に対応していきたいと考えています。

7. 「新潟県多重債務者対策連絡会議」への協力

会議に参加し、多重債務者対策について具体的提言を行い、多重債務者相談キャンペーンの運営に参画します。また、各地の自治体への講師派遣、相談員派遣などに協力します。

8. 11士業による合同相談会

本年度は、新潟県内11士業による合同相談会を予定しています。中小企業診断士も新たに参加する予定であり、相談内容に応じて、適切な専門家が対応できるように行います。

9. 空家・所有者不明土地問題対策委員会

近年、社会問題化している空家・所有者不明土地問題について対応していきます。

具体的な活動は、空家問題・所有者不明土地問題等について市町村と情報交換、市町村その他の団体等との相談会の開催などです。

10. 東日本大震災の相談会への相談員派遣

新潟県内には福島県から2,700名以上の避難者が住んでいます。被災地復興支援、避難者の帰還促進など時期に応じて相談内容も変化してきています。日本司法書士会連合会、関東ブロック司法書士会協議会などからの要請による新潟県内での相談会及び福島県、宮城県の相談会に相談員を派遣します。

11. 相続登記推進の相談会

長期間相続登記が未了であり、所有者が判明しない等の土地問題があります。法務局が長期間相続登記未了土地を特定し、相続が発生していれば相続が発生している旨を登記官の職権により付記登記をする予定です。その後、法務局より相続人に通知がなされますが、通知された相続人に対して必要な相続登記手続きについての相談会を法務局と連携して行います。

IV 研修部

1. 本年度も、会則に基づき、例年どおり会員研修会、年次制研修会、新人研修会の開催を予定しております。また、必要に応じ時宜に即した研修会の開催も想定しております。

(1) 会員研修会

別紙一覧のと通りの研修会を予定しております。インターネット環境の整備により、関ブロ及び各会の同時配信研修に応じ、本会にても臨場感をもって研修に望めるよう企画しております。各種のテーマを盛り込むため開催数が多くなる場合がありますが、必要なテーマを適宜選んで研修に臨んでください。なお、一覧に記載はありませんが、本年度中に施行実施が見込まれている資格者代理人制度については、実施時期が確定した時点で研修会を開催してまいります。

(2) 年次制研修会

近年司法書士に対する評価に厳しい面も見うけられるところ、さらなる倫理研修の重要性が認識されるところです。年次制研修会を通じ、職責を確認していただきます。

例年、本会会員としては、日司連主催の研修会への参加、本会でのDVD視聴による参加、関ブロ主催研修会への参加の方法があります。

(3) 新人研修会

2日の日程で開催する予定です。

配属研修については、希望者の増加も予想されること、受け入れ先の確保に努め希望に沿うよう体制を整えてまいります。

(4) 新入会員研修会

日司連が導入を予定している新入会員研修プログラムを昨年度に引き続き実施してまいります。内容については、日司連から提供される教材または、過去に実施した教材を本会独自に改編したものを使用いたします。

2. 履修単位

単位会や日司連の研修会の受講義務は、法、会則の要請であるにもかかわらず、本会会員の一部には、これら研修会を全く受講しない方がおられ、かような事態を可及的に生じないよう研修部としても努めてまいります。

単位未取得者については、自覚を求めべく、単位を何ら修得していない旨を通知し、法の趣旨に従う旨の書面の提出も促すよう試みも考えております。

また、年度内取得単位数が12単位と定められているところ、取得単位数の通知を年度内2回とし、自らの取得単位数を認知していただきます。

3. 本会研修の支部への配信

平成29年度から、本会主催研修会を同時配信設備を用いて、1または2支部に同時配信を行っておりますが、引き続き本年度も配信を行ってまいります。とくに、上越支部と佐渡支部

においては試験配信から常設配信ができることを目標として実施してまいります。併せて、安定した送受信ができるよう機材の確保や、これを操作する人員の育成に努めてまいります。

なお、近年、支部研修における講師選定に苦勞しているとの声を耳にすることがあります。同時配信は、支部研修であっても有効であり、2つ以上の支部が共同して支部研修会を開催することを技術的に可能となることから、講師選定の負担を軽減することにも資することになります。ただ、生講義での研修需要もあることから、研修部としては、他会での研修会に研修委員を派遣し、支部研修で伝達講師ができるよう整備をはかってまいります。

4. 平成30年度に予定される研修会一覧（平成30年4月1日現在）

日程	テーマ（仮題）	講師	同時配信 予定会場
平成30年 6月23日	裁判例にみる本人確認のリスクと対策	深澤論史 弁護士	—
7月21日	養育費について	川上慎吾 司法書士	上越 佐渡
9月 中旬又は下旬	定款設計の実務 ～株式会社を中心として～	新保さゆり 司法書士	上越 佐渡
10月13日	年次制研修会「倫理」	日司連DVD グループディスカッション	—
11月10日	関ブロ会員研修会（同時配信） 「民法改正、債権法改正」	山野目章夫 教授 〔早稲田大学大学院 法務研究科〕	—
12月1日	民事信託	山崎芳乃 司法書士	上越 佐渡
12月8日	第1回 新人研修会	本会理事 等	—
平成31年 1月19日	司法書士と税金	八百板 誠 税理士	上越 佐渡
3月	第2回 新人研修会	本会理事 等	—
時期未定	新入会員研修プログラム	本会理事 等	—

※ カリキュラム、講師、講義時間等は、都合により変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

V 調停センターSmile

1. 本年度活動方針

司法書士会調停センターにおける取扱事案について、認証機関の全国集計によると、不動産賃貸に関する案件が6年連続1位となっております。また、平成29年度に開催した不動産業界向けの所有者不明土地建物問題セミナーも好評であったため、本年度も不動産業界向けのセミナーを実施いたします。

次に、県内の認証を受けた調停センターで実施する4士業合同調停相談会は本年度で4回目となります。4回目ともなると、なかなか報道機関に取り上げて頂くことが難しくなっておりますので、本年度は開催場所を長岡市に変更し、相談会に先立ち、一般の方向けのADR・調停に関するミニセミナーを実施する予定です。

本年度の重要課題は、調停の範囲に「相続に関する紛争」を追加することです。追加に伴う諸規程の整備、法務省及び手続実施者予定弁護士の方との打合せなど、多くの事務作業が発生しますが、本年度中に変更認証を取得したいと考えております。

また本年度も引き続き、土地家屋調査士会へのチラシ配布を行い、事案の掘り起こしを図ってまいります。

「相続は司法書士へ」という流れを確固たるものとすべく、調停センターでも相続案件を取り扱って行きたいと考えておりますので、変更認証取得後におきましては、会員の皆様方には相続登記ができずに困っているような案件がございましたらご紹介をよろしくお願い申し上げます。更に、これを機会に調停人にもチャレンジしてみようという方には、是非調停センター主催の研修会にもご参加下さい。

2. 研修等実施

新しく手続実施者名簿に登載を希望する会員向けに下記研修を行います。多くの方の参加をお待ちしております。また、調停を受理した案件については事例検討会を行います。

(1) 手続実施者養成研修

遺産分割協調停の実務について新潟家庭裁判所より講師をお招きする予定です。

(2) 法令・手続事務研修

DVD貸出研修 とします。

(3) 事例検討会

調停期日が開催された案件について事例検討会を開催する予定です。ファシリテーターとして外部講師をお招きする予定です。

3. まるごとめごと調停相談会

新潟県内の行政書士会、社会保険労務士会、土地家屋調査士会及び司法書士会の4団体の認証を受けた調停センターで、互いに連携し、合同相談会を開催する予定です。

4. 不動産業界の方に向けたセミナーの開催と調停センターのPR

大雪のために参加ができなかった方から再度の開催のご要望を頂いたこともあり、昨年度とほぼ同様の内容でセミナーを開催する予定です。また、更に詳しい内容を聞きたいとのお声も多数ありましたので、昨年よりセミナー時間を長くする予定です。

5. 土地家屋調査士会への広報活動

本年度も土地家屋調査士の方より案件紹介をして頂くべくチラシを作成し、送付します。

6. 研修派遣

関東ブロック司法書士会協議会主催「ADRトレーニング」及び全青司ADR研修会等に、会員を派遣します。

7. 運営委員会会議等

運営委員会の開催を5回、手続実施者予定弁護士との打合せを2回予定しています。